



群馬労働局の取組 トピックス

(産業雇用安定助成金、業務改善助成金)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 雇用維持のための出向を後押しする「産業雇用安定助成金」が改正されました!

○これまで、**独立性が認められない子会社間などの在籍型出向**は「産業雇用助成金」の支給対象ではありませんでしたが、**令和3年8月1日**より、一定の要件を満たした場合に**支給対象**となりました。

助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら

新たに助成金の対象となる「出向」

NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向
 - (例)・子会社間の出向(両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限り)
 - ・代表取締役が同一人物である企業間の出向
 - ・親会社と子会社の間の出向
 - ・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向
- ※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向
- **令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向

助成率

NEW

出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額(出向元・先の計)	12,000円/日	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「出向初期経費助成」は支給されません。

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

[雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター]

電話番号 0120(60)3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



お問い合わせ先はこちら

※助成金の相談・申請先は(公財)産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

② 「業務改善助成金」が使いやすくなります！

～特例的な要件の緩和・拡充、コールセンターの開設、オンラインセミナーの開催～

【中小企業・小規模事業者の皆さまへ】

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、令和3年8月から、特例的な要件の緩和・拡充が行われています。（全事業主に対する要件の緩和・拡充もあり）

1 業務改善助成金の特例的な支給要件緩和・拡充（概要）

- ① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ（特に業況の厳しい事業主【※1】への特例）
最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大【※1】前年又は前々年比較で売上等▲30%減
- ② 設備投資の範囲の拡充（特に業況の厳しい事業主【※2】への特例）
生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充【※2】前年又は前々年比較で売上等▲30%減（20円コースを除く）
- ③ 45円コースの新設（全事業主を対象とする特例）
30円と60円の間で45円コースを増設
- ④ 年度内の複数回申請が可能（全事業主を対象とする特例）



厚生労働省HP

※具体的な要件の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

2 コールセンターについて

- 「業務改善助成金コールセンター」を開設します。
- 運用開始日：8月10日（火）
- 業務改善助成金コールセンター：03-6388-6155（平日8:30~17:15）

3 働き方改革推進支援関連助成金オンラインセミナーについて

- 「Zoomによるオンラインセミナー」を開催します。
- 開催日時：9月7日（火）午後1時30分～
- 参加を希望される方は「下記URL」または「QRコード」からお申込み下さい。
- セミナー開始時のZoomアカウントをメールにてお送りいたします。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MTUx/389dc5e6ab4e419da07aadaed971cc07>



労働局・労働基準監督署
説明会等受付サイト

【申請先】

業務改善助成金の申請・支給窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。
〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引上げ対象労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	2.0万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金90円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)
		2~3人	3.0万円		
		4~6人	5.0万円		
		7人以上	7.0万円		
30円コース	30円以上	1人	3.0万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金90円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)
		2~3人	5.0万円		
		4~6人	7.0万円		
		7人以上	1.0万円		
45円コース	45円以上	1人	4.5万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金90円未満】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2~3人	7.0万円		
		4~6人	1.0万円		
		7人以上	1.5万円		
60円コース	60円以上	1人	6.0万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金90円未満】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2~3人	9.0万円		
		4~6人	1.5万円		
		7人以上	2.3万円		
90円コース	90円以上	1人	9.0万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金90円未満】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2~3人	1.5万円		
		4~6人	2.7万円		
		7人以上	4.5万円		

※1 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。
① 助成要件：事業場内最低賃金90円未満の事業場
② 生産性要件：売上高や生産性などの事業性を示す指標の最近3ヶ年間の月平均値が前年又は前々年の同じ月比に対して、30%以上減少している事業場
※2 特例のうち、②生産性要件に該当する場合において、引上げ額30円以上の場合にのみ適用。
※3 20円コースは、生産性要件を満たす事業場から抽出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
※4 助成金の支給対象となる設備投資の範囲は、前記のとおりです。その3年度間の決算期間に基づき生産性を比較し、率が増加している場合は、追加して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

リーフレット表

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果認められる場合は対象になります。
- ◆ 特例のうち、②生産性要件に該当する場合において、引上げ額30円以上の場合にのみ適用。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意いただきたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局へ提出
⇒ 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
⇒ 労働局に事業実施結果を報告
⇒ 支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

事例1 生産性向上のための設備投資とコンサルティングの活用
事例2 テレワーク導入による生産性向上と働き方改革の推進
事例3 働き方改革推進支援資金の活用
事例4 働き方改革推進支援資金の活用
事例5 働き方改革推進支援資金の活用

厚生労働省 (R3.7.26)

裏

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室